

# がいこくせきけんみん 外国籍県民かながわ会議 (第12期)

## オリエンテーション資料

ねん がつ にち にちようび  
2023年 2月 5日 (日曜日)

### がいこくせきけんみん 外国籍県民かながわ会議について

せつちようこう かいぎ せつちもくてき さだ  
**設置要綱** 会議の設置目的などを定めているもの

だい じょう

第1条

がいこくせきけんみん けんせいさんか すいしん みづか かん しょもんだい けんとう ぼ かくほ  
外国籍県民の県政参加を推進し、自らに関する諸問題を検討する場を確保する。

だい じょう

第2条

がいこくせきけんみん たちば きょうぎ ていげん がいこく かん じこう ていげん たいしりょう  
外国籍県民としての立場から協議・提言をする。外国に関する事項は提言の対象としない。

だい じょう

第4条

いいんちようおよ ぶくいんちよう いいん ごせん りっこうほ すいせん き  
委員長及び副委員長は、委員の互選(立候補または推薦)で決める。

だい じょう

第5条

かいぎ いいん じしゆてき うんえい おごな げんそく こうかい にんきちゅう きょうぎ ちじ ほうこく  
会議は委員の自主的な運営により行う。原則は公開。任期中に協議をまとめ、知事に報告する。

だい じょう

第6条

とくてい くに みるぞく りえき だいひりょう  
特定の国や民族の利益を代表するものではない。

せつちようこう ぜんぶん しりょう  
設置要綱の全文→資料 2

# 外国籍県民かながわ会議について

**運営要領** 会議の運営方法などを定めているもの

**第3条**

会議は日本語を用いる。

**第5条**

部会を置くことができる。部会長は、部会に属する委員の互選(立候補または推薦)により定め、その部会の事務を統括する。

**第6条**

公聴会を開催し、幅広い意見の集約に努める。  
かながわ国際政策推進懇話会等との協力・連携を図る。

運営要領の全文→資料3

**傍聴要領** 会議の傍聴(委員以外の方が内容を聞くこと)について定めているもの

傍聴要領の全文→資料4



## 第12期の想定スケジュール

1～2か月に1回のペースで会議を行います。

回数	日程	主な内容(予定)
①	2023年2月5日【本日】	オリエンテーション、委員長・副委員長の選出
②	2023年3月から4月頃	提言構想メモの発表、部会分け、部会長の選出
⋮		
⑦	2023年11月から12月頃	オープン会議 (提言素案を発表して、参加者から意見を聞く)
⋮		
⑪	2024年7月から8月頃	合同会議 (提言案を発表して、懇話会の意見を聞く)
⋮		
報告・発表	2024年11月から12月頃	最終報告書の完成・提出 報告発表

想定スケジュールの詳細→資料5

# かながわ国際政策推進懇話会との連携について

## 懇話会とは

### 〇設置目的

- ・国際社会の変化に対応した神奈川の国際施策の推進について、有識者等の意見を聴取し協議する。

### 〇意見を求めること

- ・国際施策の推進に関すること。
- ・かながわ国際政策推進指針に関すること。
- ・外国籍県民かながわ会議との連携に関すること。
- ・その他、かながわの国際政策の総合的な推進に関すること。



# かながわ国際政策推進懇話会との連携について

## 〇構成員について

- ・人数 14人 ・任期 2年以内

- ・学識経験者、関係団体代表者、外国籍県民、市町村の代表者、公募等で選考された者

## 〇連携内容

### (1) 懇話会委員のサポート

外国籍県民かながわ会議で提言しようとしている内容について、懇話会委員から意見や助言をもらったり、懇話会委員の専門分野について話を聞いたりする。

### (2) 合同会議の開催

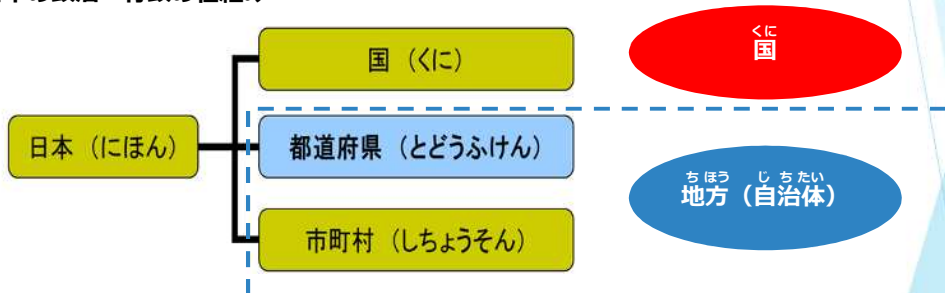
外国籍県民かながわ会議と懇話会で合同会議を行う。

合同会議では検討中の提言案を発表し、懇話会委員から意見や助言をもらう。

# 県の役割について

効果的な提言を行うためには、県の役割について、イメージをもっておくことが大切です。

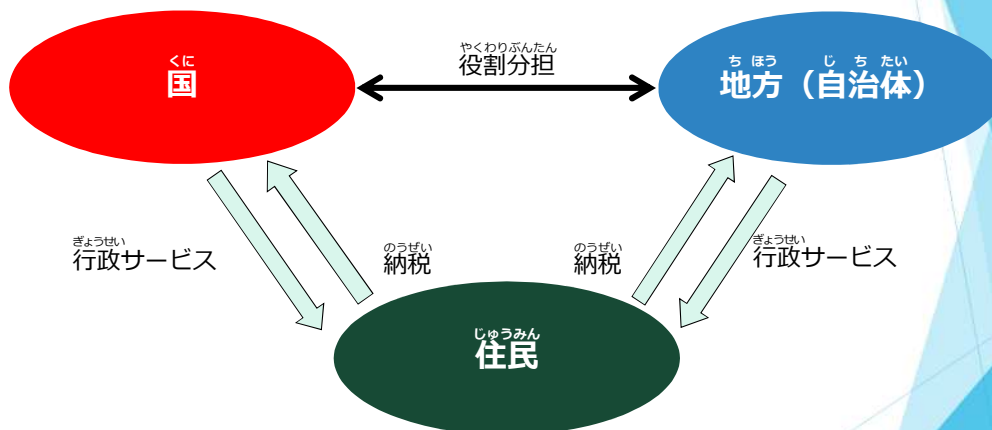
## 1 日本の政治・行政の仕組み



- 日本は、大きい順に、国、都道府県、市町村という単位で政治・行政を行っている。
- 都道府県と市町村は、地方 (自治体) と呼ばれる。

# 県の役割について

## 2 国と地方



- 国と地方は役割分担をしていて、地方は、国とは独立した団体として、地域内の問題を処理できる。

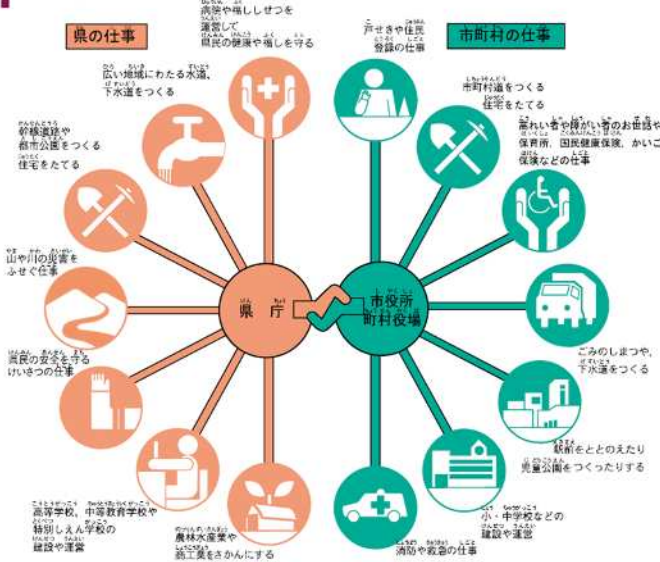
# 県の役割について

## 3 県と市町村



出典：令和4年度版「わたしたちの神奈川県」

### 県の仕事, 市町村の仕事



# 県の役割について

## 4 まとめ

○県と市町村は地方（自治体）であり、役割を分担して仕事をしている。

○市町村では地域住民の毎日の生活にかかわる身近な仕事をしている。

県では、一つひとつの市町村では難しい大きな仕事や、いくつもの市町村にまたがるような仕事をしている。

○市町村と県は、対等な関係である。  
(上下関係はない)



## これまでの<sup>ていげん</sup>提言について

### これまでの<sup>ていげんすう</sup>提言数

第1期：19 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>	第2期：21 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>	第3期：14 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>
第4期：17 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>	第5期：7 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>	第6期：6 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>
第7期：9 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>	第8期：11 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>	第9期：6 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>
第10期：6 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>	第11期：11 <sup>だい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>	合計：127 <sup>ごうけい</sup> 提 <sup>き</sup> 言 <sup>ていげん</sup>



### 提言<sup>ていげん</sup>から施策<sup>し さく か</sup>化した<sup>おも</sup>主な事業<sup>じぎょう</sup>

- 医療<sup>いりょう</sup>通訳<sup>つうやく</sup>派遣<sup>はけん</sup>システム事業<sup>じぎょう</sup>
- 外国人<sup>がいこくじん</sup>居住<sup>きゅうず</sup>支援<sup>しえん</sup>システム事業<sup>じぎょう</sup>
- 公立<sup>こうりつ</sup>高等<sup>こうとう</sup>学校<sup>がくこう</sup>入学者<sup>にゅうがくしゃ</sup>選抜<sup>せんぱつ</sup>における<sup>おける</sup>在<sup>ざい</sup>県<sup>けん</sup>外国人<sup>がいこくじん</sup>等<sup>ら</sup>特別<sup>とくべつ</sup>募集<sup>ぼしゅう</sup>実施<sup>じっし</sup>校<sup>こう</sup>の<sup>かく</sup>拡大<sup>たい</sup> など

第1期<sup>だい</sup>から第11期<sup>だい</sup>の<sup>ていげん</sup>提言<sup>しりょう</sup>→資料<sup>しりょう</sup>6



ご<sup>ご</sup>せい<sup>せい</sup>ちょう<sup>ちょう</sup>御清聴<sup>ごせいちょう</sup>ありがとうございました。